人権について

愛知県県民文化局人権推進課

【人権】

「Human Rights」(英語の訳語)
　一人ひとりが持つ様々な権利の総称

人権とは

人々が生存と自由を確保し、
それぞれの幸福を追求する権利

人権擁護推進審議会答申（1999.7.29）

本日のテーマ

- ③愛知県人権尊重の社会づくり条例
- ④あいち人権推進プラン
- ⑤本日取り上げる人権課題
- ⑥公正採用選考人権啓発推進員制度

2022年４月施行

「愛知県人権尊重の社会づくり条例」って、なに??

「あらゆる人権に関する課題の解消を図るとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与する」ことを目的とした包括的な人権条例です。

条例の概要

●基本計画の策定

女性、子ども、高齢者、障害者、部落差別、外国人、感染症患者等、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、ホームレス、性的少数者など人権を巡る様々な重要課題に対応するための基本計画を定め、総合的かつ計画的に人権施策を推進します。

●相談体制の整備

人権に関する相談窓口を設置するなど、人権に関する相談に的確に応ずることができるよう体制を整備します。

●人権課題を個別に規定

最近の人権に関する法律の制定状況や人権課題の動向等を踏まえて、次の4つの人権課題について、個別に規定し、取組を進めます。

- インターネット上の誹謗中傷等の未然防止及び被害者支援
- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進
- 部落差別の解消に向けた取組の推進
- 性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進等

URL:https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/aichi-jinken.html

あいち人権推進プランの概要(1)　2024年（令和6年）3月策定

１　位置づけ

本県の人権尊重の社会づくりの基本的な考え方や取組を示す指針と推進施策を体系的に掲げる中期行動計画としての性格を併せ持つ

２　計画期間

2024年度から2028年度までの５年間

３　基本目標

相互に人格と個性を尊重しながら支え合い、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり

４　施策目標と推進施策

⑴　あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくり【包括性】

ア　愛知県人権尊重の社会づくり条例の普及啓発等

イ　人権教育・啓発の推進

ウ　相談・支援体制等の充実

エ　幅広い意見の把握

オ　市町村に対する働きかけ

あいち人権推進プランの概要(2)

４　施策目標と推進施策

⑵　一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応【多様性】

①　インターネットによる人権侵害
②　外国人
③　部落差別
④　性的少数者
⑤　子ども
⑥　女性
⑦　高齢者
⑧　障害者
⑨　感染症患者等
⑩　犯罪被害者等
⑪　ホームレス
⑫　様々な人権課題への対応

⑶　交差する人権課題を踏まえた連携・協働の関係づくり【交差性】

①人権課題における交差性の理解促進
②当事者・団体間等の連携・協働の関係づくり
③交差する人権課題への対応

URL:https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/jinkenactionplan.html

本日取り上げる人権課題

- 部落差別

同和対策審議会答申

1965年
(昭和40年)

「いわゆる同和問題とは、

日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」

現在も残っている部落差別問題

・同和地区、被差別部落と呼ばれる特定地域の出身
・その地域に住んでいることによる結婚や就職
・日常生活

深刻な人権問題

特　徴

①「人」そのものに着目する他の人権問題とは異なり土地を介在させる

②差別を助長する恐れから場所を明らかにできない具体的なイメージを持ちにくい

具体的な事例

- 土地を購入しようとした個人が、土地購入の契約をしたあと、その場所が被差別部落とわかったことから、被差別部落であることを理由に取引した業者に対し契約の解除を要求した。

- 不動産物件の販売にあたり、人気のある学区のみ学区の表記をしたチラシを作成し、配布した。

公正採用選考人権啓発推進員制度

公正採用選考人権啓発推進員制度について

制度の目的

職業安定機関では、職業選択の自由を保障し、すべての人々の就職の機会均等が確保されるよう、事業主を始めとする雇用する側の皆さまに、人権問題を正しく認識していただき、応募者の適性と能力に基づいた公正な採用選考の実施についてお願いしています。

本制度では、一定要件に該当する事業所において、「公正採用選考人権啓発推進員（以下、「推進員」という。）」を設置いただき、この「推進員」に対し職業安定機関からの継続的な指導啓発を行うことにより、事業所の公正な採用選考システムの確立を図っていただくことを目的としています。

事業主のみなさまへ

「推進員」の設置対象事業所で、設置がされていない場合は、早急に設置をお願いします。

また、「推進員」を設置されている事業主の皆さまは、従業員の選考・採用に最も影響力を持つ当事者として、本制度の趣旨を十分に理解していただき、「推進員」の様々な活動や取組みが円滑に実施できるようご配慮をお願いします。

「推進員」の役割

「推進員」は、就職の機会均等を確保するという視点に立って、次の事項について、中心的な役割を担っていただきます。

- 公正採用選考システムの確立を図ること。
- 職業安定行政機関との連携に関すること。
- その他、当該事業所において必要とする対策の樹立及び推進に関すること。

職業安定機関等が実施する各種研修会に積極的に参加いただく等自己啓発を図り、不適切事象の未然防止に努めてください。

設置対象となる事業所

- 常時雇用する従業員の数が30人以上の事業所
- 職業紹介事業、労働者派遣事業を行う事業所
- 推進員を選任することが適当であると認める事業所

（愛知労働局の事務事業に係る補助金等の交付先、委託事業実施事業所、地方自治体から指定管理者を担う事業所など）

選任の基準

原則として、人事担当責任者等採用・選考に関する事項又は職業紹介に関する事項について、相当の権限を有する方を選任してください。

設置等に関する報告

「推進員」を選任、変更、場廃又は報告を求められた時は、事業所を管轄する公共職業安定所長あて、選任状況報告書を届出してください。令和3年8月1日より、選任状況報告書を添付したEメールによる届出もできるようになりました。詳しくはHPをご覧ください。

※様式のダウンロード等はこちら
https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_taisaku/_79409/onegai.html
愛知労働局HP＞各種法令・制度・手続き＞職業対策関係＞法令・制度について＞公正な採用選考について
＞公正採用選考人権啓発推進員制度について

愛知労働局・ハローワーク（公共職業安定所）

URL:https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/content/contents/002725771.pdf